

○矢板市妊産婦医療費助成に関する条例

平成15年3月20日

条例第3号

改正 平成19年3月26日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「妊産婦」とは、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条第1項の規定による妊娠の届出が受理された日の属する月の初日（ただし、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日以前についても、明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日）から出産（流産及び死産を含む。以下同じ。）した日の属する月の翌月の末日までの女子をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）をいう。

5 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち保険給付を取り扱う者をいう。

（平19条例13・一部改正）

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する妊産婦のうち、市長が交付する妊産婦医療費受給資格者証を有する者とする。

（1） 矢板市の区域内に住所を有する妊産婦（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）

（2） 国民健康保険法第116条の2の規定により矢板市が行う国民健康保険の被保険者となる者

（平19条例13・全改）

（助成）

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額を助成する。

（1） 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等に相当する額

（2） 前号の一部負担金等に係る医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額（その額が500円を超える場合は、500円）の合計額

（平19条例13・全改）

(助成の申請及び申請期間)

第5条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の申請期間は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年とする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に廃止前の矢板市医療費助成に関する条例（昭和56年矢板市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。